

東労基発0623第2号
令和3年6月23日

関係団体 各位

東京労働局労働基準部長



令和3年度エイジフレンドリー補助金に関する周知依頼について

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

近年、全国において、労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、高齢者が安心して安全に働くよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要となっています。

厚生労働省では令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、事業者及び労働者に求められる事項等をとりまとめるとともに、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助するエイジフレンドリー補助金を設け、令和3年度は、6月11日から同年10月末日まで申請を受け付けています。

また、エイジフレンドリー補助金は、社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善に要した費用も対象としています。

労働災害防止の観点から、貴団体傘下会員等への周知を図っていただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

3.6.25
受付

【担当】

東京労働局 労働基準部安全課 担当：武知
〒102-8306

千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階
電話：(03) 3512-1615（直通）
mail: anzenka-toukyoukyoku@mhlw.go.jp

「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働くよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和3年6月11日～令和3年10月末日

対象となる事業者

次の（1）～（3）すべてに該当する事業者が対象です。

- (1) 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- (3) 労働保険に加入している

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1／2

上限額：100万円（消費税を含む）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います
(全ての申請者に交付されるものではありません)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします

- ◆ 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- ◆ 健康や体力状況等の把握に関する費用
- ◆ 安全衛生教育の実施に関する費用

具体的には次のような対策が対象となります

【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

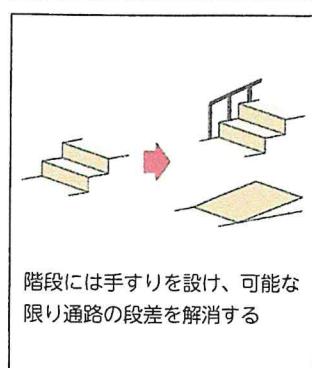
- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用
 - ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- *使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

【健康や体力の状況の把握等】

- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診の費用を除く）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

【安全衛生教育】

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- *労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高年齢労働者的人数分に限り補助対象とします



補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります

申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。

補助金交付申請（中小企業事業者）



審査等（コンサルタント会）



交付決定通知の発行（コンサルタント会）



対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）



実績報告書・精算払請求書（中小企業事業者）



確認、補助金の交付（コンサルタント会）

申請期間は6月11日から10月31日までです

コンサルタント会のHPを参照し、必要書類等に過不足がないよう申請してください

申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査を行い、交付及び不採択の決定を行います

交付決定を行った案件については、申請者に交付決定通知を送付します。不採択の場合はメールにて通知を行います

交付決定通知を受領してから、対策（物品の購入、工事の発注施工等）に着手してください

交付決定日以降に、対策を実施し、費用を支払います

実施報告書及び精算払請求書をコンサルタント会に提出します
※支払日から3ヶ月以内に提出するようにしてください。
令和4年1月10日以降の支払分は令和4年2月14日
(当日消印有効)までに提出してください

実施報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を送付し、補助金を振り込みます

必要な時に手続き

消費税仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還
(中小企業事業者)

この補助金に係る仕入れ控除税額が確定した後、
(遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々
年度6月30日までに所定の様式に従って、) コンサルタント会に提出してください

※次のページにあるエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページでご確認ください。

財産処分を行う場合の承認申請
(中小企業事業者)

補助金を受けた機材等のうち50万円以上のものについて、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡、廃棄等をおこなう場合には承認手続きが必要です。

申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 受付は、月末ごとに締め切りを設け、申請の翌月に審査と交付決定を行います。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件は、内容を再検討の上、申請期間中に再度の申請が可能です。
- ◆ 交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切れます。早めの申請をお勧めします。



この補助金についてのお問い合わせは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月10日～13日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

申請関係 または 支払関係

申請関係

☎ 03-6381-7507 ☎ 03-6381-7508
✉ af-hojojimucenter@jashcon.or.jp

支払関係

☎ 03-6809-4085 ☎ 03-6809-4086
✉ af-shiharai@jashcon.or.jp

※申請関係、支払関係のお問合せ先が異なりますのでご注意ください。

▼取り組むべき事項を知りたいとき

参考情報

高齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



▼好事例を知りたいとき

- ⇒ 厚生労働省ホームページ
(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>
(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>
- ⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ
<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

■労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
●賃金、退職金制度の整備に関すること
●職場の改善、職域開発に関すること
●能力開発に関すること
●健康管理に関すること
●その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

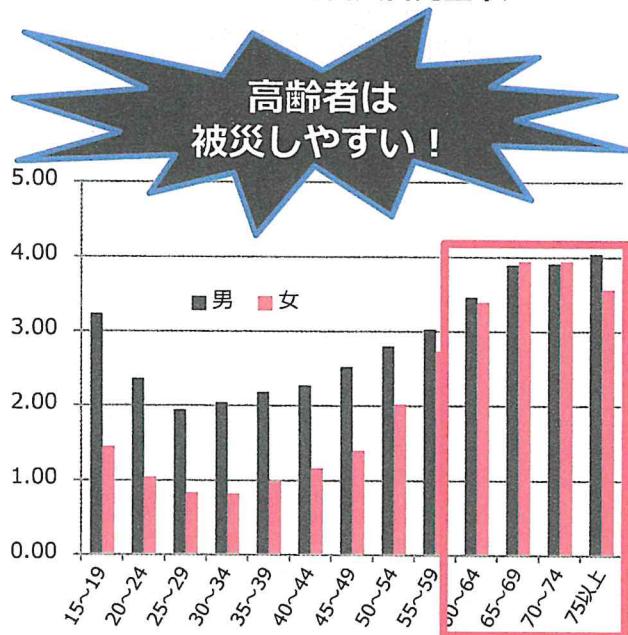
皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）

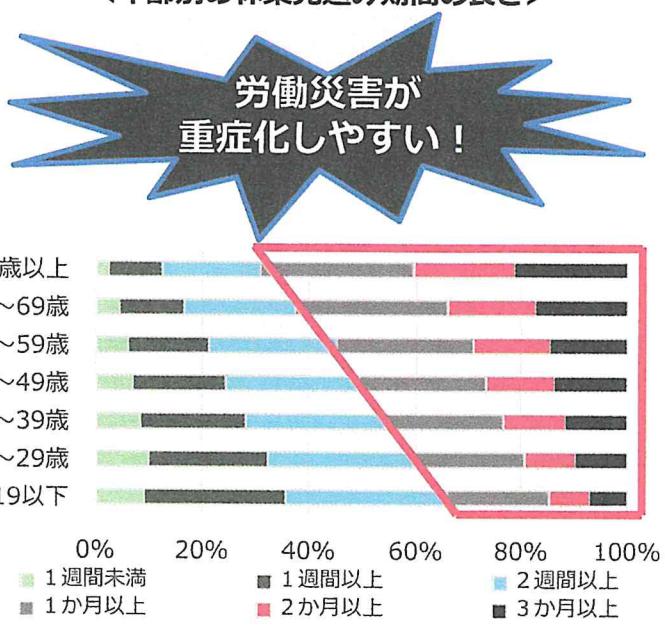
労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上（2019年は27%）

労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞



＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞



※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数

出典：労働力調査、労働者死傷病報告（2019年）

出典：労働者死傷病報告（2019年）



労働災害が続ければ人手不足を招くおそれも…



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高年齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金が新設されました！

（4ページ参照）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→

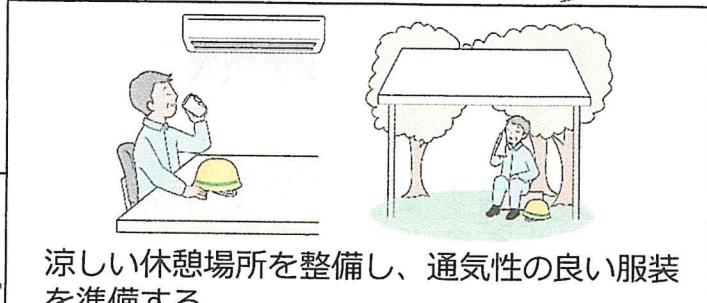
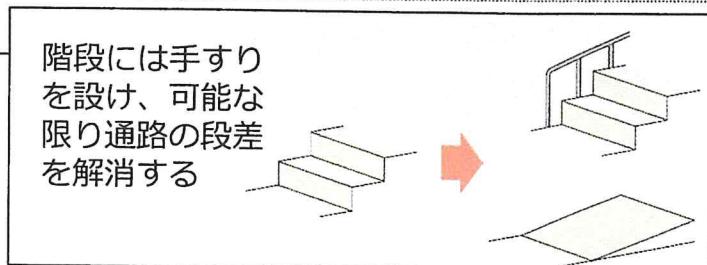
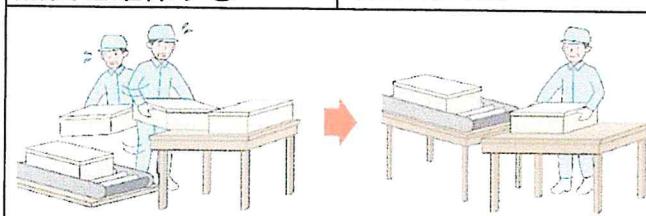


2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

◆対策の例◆



- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高年齢労働者の特性を考慮し作業内容等を見直します。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくなること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・健康診断を確実に実施します
- ・職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- ・主に高年齢労働者を対象とした**体力チェック**を継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

◆注意点◆

- ・安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は cm / cm(身長) =

下の評価表に当てはめると → **評価**

評価	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~



② 座位ステッピングテスト（筋強度）

あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → **評価**

評価	1	2	3	4	5
(回)	~24	25	29	44	46~



③ ファンクショナルリーチ（筋的バランス）

あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → **評価**

評価	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20	30	36	40~



④ 閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → **評価**

評価	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~



⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → **評価**

評価	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1	30.1	84.1	120.1



詳しくは
こちら⇒



身体機能計測の評価数字を
IIIのレーダーチャートに黒字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

(2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を行います

◆取組の例◆

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>

（令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作）



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



5 安全衛生教育

・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します

・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

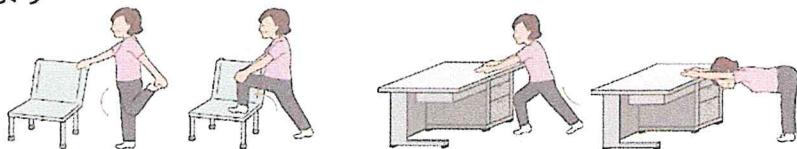
このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業することのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るために努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。**体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

参考：ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- 中小企業事業者が対象の補助金です

補助金申請期間 令和3年6月11日～令和3年10月末日

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1／2

上限額： 100万円（消費税を含む）

詳しくは
こちら⇒
(厚労省HP)



※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います
(全ての申請者に交付されるものではありません)

お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507 ☎ 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30
(土日祝休み)

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 能力開発に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 健康管理に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- その他高年齢者等の雇用問題に関すること

無料

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています



(R2. 8)